



2024年5月14日

各 位

会社名 東プレ株式会社
代表者 取締役社長 山本 豊
(コード番号 5975 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総務部長 野田 貴之
(TEL 03-3271-0711)

取締役向け株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、2017年3月期より当社取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下同じ。）を対象として導入しております信託型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の一部改定に関する議案（以下「本議案」といいます。）を2024年6月26日開催予定の第129回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2024年3月期より、当社子会社であるトプレック株式会社の取締役ならびに執行役員（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下同じ。）を本制度の対象に追加しております。また、2024年3月14日開催の取締役会において、当社子会社である東プレ東海株式会社および東プレ九州株式会社（トプレック株式会社とあわせて、以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社をあわせて以下「対象会社」といいます。）の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下同じ。）についても、本制度の対象に追加することを決定しております。

記

1. 本制度の一部改定について

当社は、現在、2022年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度を対象としている本制度について、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の制度から以下の点を改定します。

以下に記載する内容のほか、本制度の概要については、2021年3月12日付「業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

<本制度の主な改定事項>

項目	改定前	改定後
当社が拠出する金員の上限	・ 5事業年度を対象として、合計 300 百万円	・ 5事業年度を対象として、合計 500 百万円
取締役が取得する当社株式等の数の上限	・ 信託期間中に取締役に付与されるポイント数（株式数）の上限は、1年あたり 22,000 ポイント（株） / 5年間で合計 110,000 ポイント（株）	・ 信託期間中に取締役に付与されるポイント数（株式数）の上限は、1年あたり 26,000 ポイント（株） / 5年間で合計 130,000 ポイント（株）

業績達成条件の内容	・各事業年度における会社業績指数（連結営業利益、ROE 等）の目標値に対する達成度に応じて変動	・各事業年度における会社業績指数（連結営業利益、ROE 等）および非財務指数の目標値に対する達成度に応じて変動
-----------	---	---

なお、当社は、2024年3月14日開催の取締役会において、委任型執行役員制度の導入について決議しており、2024年6月26日に就任する委任型執行役員（国内非居住者を除き、当社取締役と対象子会社取締役および執行役員とあわせて、以下「対象取締役等」といいます。）についても本制度の対象に追加する予定です。

2. 本制度一部改定後の信託契約の内容

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ②信託の目的 対象取締役等に対するインセンティブ
- ③委託者 当社
- ④受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ⑤受益者 対象取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
- ⑥信託管理人 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ⑦信託契約日 2016年8月24日（2024年9月に変更予定）
- ⑧信託の期間 2021年5月17日～2026年8月31日
- ⑨議決権行使 行使しないものとします
- ⑩取得株式の種類 当社普通株式
- ⑪追加信託金の金額 未定（別途、決定次第開示予定）
- ⑫株式の取得方法 株式市場または当社（自己株式）により取得
- ⑬帰属権利者 当社
- ⑭残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以上